最終更新日：2019年5月8日

株式会社 大和証券グループ本社
執行役社長 中田　誠司
問合せ先：03-5555-1111
証券コード：8601
http://www.daiwa-grp.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

持株会社体制によるグループ経営を実践する当社は、国際的な水準に適う透明性・客観性の高いガバナンス体制を目指しております。さらに、効率性・専門性の高いグループ会社監督機能を実現し、グループ各社間のシナジーを発揮する一体感のあるグループ経営体制を構築していきます。
当社は、(a) 取締役会から執行役への大幅な権限委譲及び執行役の業務分掌の明確化により意思決定の機動性を向上させること、(b) 社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会を設置することにより経営の透明性の向上を図るとともに、専門性の高い社外取締役を招聘することで取締役会の監督機能をより効果的なものとすること、(c) 高い独立性と倫理観を備えた社外取締役が、各自の見識及び経験に基づき取締役会及び三委員会において第三者の視点から助言等を行うことにより経営監視機能を発揮することを目的として、指名委員会等設置会社形態を採用しております。
また、当社は、あらゆるステークホルダーからの信頼を獲得するため、CSRに積極的に取組んでおります。CSRには、お客様への優れた商品・サービスの提供と誠実な対応、株主への適切な利益還元と情報開示、従業員の労働環境・人事評価上の施策、そして法令遵守・企業倫理の確立、環境マネジメント、社会貢献などの実にさまざまな側面があります。
それらの取組みにより、透明性、機動性、効率性を重視したコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図られ、持続的な企業価値の向上につながるものと考えております。
当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会及び上記の指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会、業務執行機関としての執行役会及びその分科会であるグループリスクマネジメント会議・ディスクロージャー委員会・グループIT戦略会議、海外部門経営会議ならびに最高経営責任者（CEO）直轄の内部監査機関であるグループ内部監査会議から構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】政策保有株式
・当社及び大和証券株式会社は、政策保有株式について、保有意義が認められる場合にのみ保有します。また、定期的に保有意義の検証を行い、保有意義が乏しいと判断される場合には、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮した上で、売却を進めます。
簿価残高の削減実績（※）：2016年度以降2018年度末までの累計額124億円（▲20%）
※提携目的による保有株式を除く削減実績
・保有意義の検証については、取引先に関連する収益や受取配当金などのリターンが基準としている資本コストを上回るかという経済合理性の観点や、成長性、取引関係の強化等の保有目的の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかを確認します。
その上で、取締役会において、定期的に全ての政策保有株式について個別に保有意義の検証を行います。
※2018年12月末基準の検証結果は以下の通りです。
　個社別には約7割の取引先企業が目標値を上回っております。
　目標値を下回る約3割については、今後の取引関係の維持・強化等の定性面における検証も行い、採算改善を目指しますが、一定期間内に改善されない場合には売却を検討します。
・政策保有株式に係る議決権の行使については、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとに総合的に賛否を判断します。
特に次に記載する議案のうち、企業価値や株主利益に大きく影響を与えうる重要な議案については、必要に応じて取引先企業との対話等を経て賛否を判断します。
　・取締役・監査役選任議案
　・買収防衛
　・組織再編
　・剰余金処分議案　等
・また、議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

【原則1－7】関連当事者間の取引
・当社では、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規則において、当社が当社役員や主要株主等との取引を行う場合には、取引条件が一般の取引と同様の場合を除き、あらかじめ取締役会の承認が必要であることを定めております。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
・当社をはじめとする大和証券グループ各社では、従業員ひとりひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出型年金制度を採用しています。
・当社の子会社である大和証券㈱を、運営管理機関として選定するとともに、制度導入各社の従業員に対し、加入者教育の徹底やマッチング拠出制度の利用推奨等の働きかけを行っています。

【原則3－1】情報開示の充実
（1）当社では企業理念を制定し、公表しております。また、中期経営計画を策定し、当社ホームページに公表しております。

企業理念（http://www.daiwa-grp.jp/corporate/corporate_07.html）
中期経営計画（http://www.daiwa-grp.jp/data/attach/2431_43_20180406a.pdf）
（2）当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「Ⅰ－1基本的な考え方」に記載しております。
（3）当社は、取締役及び執行役の報酬の方針について報酬委員会にて決定し、定時株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び本報告書「Ⅱ－1機関構成・組織運営等に係る事項」において開示しております。
（4）当社は取締役の選任について、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて決定していますが、その手続きの概要を有価証券報告書及び本報告書「Ⅱ－2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」にて開示しております。
最高経営責任者（ＣＥＯ）その他の執行役の選任及び解任は取締役会にて決定することを取締役会規則に定めており、取締役会は、ＣＥＯその他の執行役がその役割を十分に果たすことができないと判断し、解任することが適切と認める場合には、ＣＥＯその他の執行役を解任します。
（5）代表執行役兼任者を含む取締役候補者の個々の選任理由については、別表のとおりです。なお、社外取締役につきましては、本報告書「Ⅱ－1機関構成・組織運営等に係る事項」［社外取締役に関する事項］会社との関係（2）の選任の理由に記載していますのでご参照ください。

【補充原則4－1－1】経営陣への委任の範囲
・当社の取締役会は、迅速な意思決定と効率的なグループ経営を推進するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定権限を執行役又は執行役を構成員とする執行役会に委譲しております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性基準及び資質
・当社は、独立社外取締役となる者の独立性判断基準について、指名委員会にて策定し有価証券報告書及び本報告書「Ⅱ－2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」の「2.監督・監査（1）指名委員会」において、開示をしております。

【補充原則4－11－1】取締役会の構成
・当社は、取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保することに努める旨を定めております。
・なお、取締役の数は、20名以内とする旨を定款に定めております。

【補充原則4－11－2】兼任の状況
・社外取締役の兼任状況については、定時株主総会招集ご通知および本報告書「Ⅱ－1機関構成・組織運営等に係る事項」において開示をしております。
・その他の取締役については、本報告書の別紙に記載をしております。

【補充原則4－11－3】取締役会の評価
・当社は、取締役会評価を年次で実施しております。
・全取締役に対し、取締役会の役割・責務、構成、運営方法、議論の状況についてアンケートによる回答を得た上で、専門機関によるインタビューを実施し、その結果を分析・評価しております。評価結果については取締役会へ報告し、議論することによりPDCAサイクルを回し、取締役会の実効性の維持・向上に努めております。
＜平成29年度取締役会の実効性の評価結果の概要＞
・取締役会の役割・責務、構成、運営方法、議論の状況は、取締役会が機能を発揮するために十分なものであり、取締役会の実効性は確保されている旨を確認しております。
・本年4月より開始した新中期経営計画の策定にあたっては、昨年度の取締役会評価結果を踏まえ、取締役会や社外取締役会議において議論を重ねました。その結果、社外取締役の専門知識や経験を踏まえたアドバイスが反映された内容となりました。
・また、機関投資家や株主からの要望等の共有や、AI・Fintechをはじめとした先端技術の活用など、各取締役から多様な意見が寄せられました。
・引き続き、あらゆるステークホルダーからの信頼獲得及び持続的な企業価値の向上に向け、取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4－14－2】取締役に対するトレーニング方針
・取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、必要な知識を習得できるよう、機会を提供することとしております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
・当社は、当社グループのIR活動全般を行う専任部署として「IR室」を設置し、グループ各社と連携しながら、株主との建設的な対話の促進を図っております。
・情報開示については、基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、これに則り、公正かつ適時・適切な開示に取り組んでおります。
・また、本ポリシーの精神を具現化するためにディスクロージャー規程を制定、執行役会の分科会としてディスクロージャー委員会を設置し、情報開示に関する意思決定を行っております。
・ディスクロージャー・ポリシーについては、当社ホームページにおいて開示しております。
http://www.daiwa-grp.jp/corporate/corporate_02_06.html
・また、IR活動の詳細につきましては、本報告書の「Ⅲ－2 IRに関する活動状況」をご覧ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	86,301,000	5.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	84,206,000	5.20
バークレイズ証券株式会社	34,220,000	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	32,260,000	1.99
日本生命保険相互会社	31,164,237	1.92
太陽生命保険株式会社	31,140,000	1.92

STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	30,213,906	1.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	24,236,311	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	23,950,000	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	23,865,000	1.47

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・特に記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	14名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
但木敬一	弁護士											
小野寺正	他の会社の出身者											
小笠原倫明	その他											
竹内弘高	学者											
西川郁生	公認会計士											
河合江理子	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

但木敬一	○		○	○	日本生命保険相互会社社外監査役、株式会社フジタ社外監査役、株式会社ミロク情報サービス社外監査役、株式会社アール・エス・シー社外取締役及びT＆Tパートナーズ法律事務所客員弁護士に就任しております。 また、1,000 万円又は会社法第425 条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ 法務事務次官、東京高等検察庁検事長、検事総長等を歴任し、現在は弁護士でありますが、その経験を通じて培われた法律やコンプライアンスに関する豊かな経験・専門的な知識を有しており、当社の社外取締役として適任であると考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
小野寺正	○	○		○	KDDI株式会社相談役及び京セラ株式会社社外取締役に就任しております。 また、1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ KDDI株式会社社長等を歴任し、現在はKDDI株式会社相談役でありますが、その経験を通じて培われた経営に関する豊かな経験・見識を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
小笠原倫明	○		○	○	損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問及び住友商事株式会社顧問に就任しております。 1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ 総務省情報通信国際戦略局長及び総務事務次官等を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
竹内弘高	○	○		○	ハーバード大学経営大学院教授、インテグラル株式会社社外取締役、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ社外取締役、ブライトパス・バイオ株式会社社外取締役、三井物産株式会社社外取締役、株式会社t-lab取締役及びGlobal Academy株式会社会長に就任しております。 1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ 一橋大学商学部教授、ハーバード大学経営大学院教授等を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
西川郁生		○	○	○	雪印メグミルク株式会社社外取締役、三菱商事株式会社社外監査役及び慶應義塾大学大学院商学研究科客員教授に就任しております。 1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ センチュリー監査法人代表社員、企業会計基準委員会委員長等を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識・経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。
河合江理子	○		○	○	京都大学大学院総合生存学館教授及びシミックホールディングス株式会社社外監査役に就任しております。 1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しております。	＜社外取締役として選任した理由＞ BIS（国際決済銀行）とOECD（経済協力開発機構）で年金基金運用統括官等を歴任し、国際的な企業や国際機関における豊富な経験に加え、経営者としての経験と実績を有しており、当社の社外取締役として適任と考えております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社の定める独立性基準及び取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）

指名委員会	7	0	2	5	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	14名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
中田　誠司	あり	あり	○	○	なし
松井　敏浩	あり	あり	×	×	なし
髙橋　一夫	なし	あり	×	×	なし
松下　浩一	なし	あり	×	×	なし
岩本　信之	なし	なし	×	×	なし
草木　頼幸	なし	なし	×	×	なし
田代　桂子	なし	あり	×	×	なし
小松　幹太	なし	あり	×	×	なし
中川　雅久	なし	なし	×	×	なし
白瀧　勝	なし	なし	×	×	なし
望月　篤	なし	なし	×	×	なし
荻野　明彦	なし	なし	×	×	なし
在原　淳一	なし	なし	×	×	なし
日比野　隆司	なし	あり	○	○	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置しています。
・監査委員会室の人事、組織変更等については監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員の同意を必要としています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査委員会は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人との会合を2017年度に3回開催し、会計監査人から監査計画及び監査の状況・結果等について報告を受けるとともに、会計監査人の独立性や品質管理体制を評価しております。
・また、監査委員会が選定した監査委員は、必要に応じて適宜会計監査人とのヒアリングを実施しております。
・監査委員会は、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を定めるとともに、会計監査人の監査報酬について担当部署から説明を受け、同意しております。
・監査委員会は、当社の内部監査部門である内部監査部から、2017年度は8回、当社及びグループ会社の内部監査状況について報告を受けております。
・また、監査委員会が選定した監査委員は、内部監査部から内部監査状況について適宜報告聴取するとともに、グループ内部監査会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。
・監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員は、内部監査に係る監査方針及び監査計画の策定等、内部監査に関する重要な事項について同意しております。
・監査委員会は、必要に応じて内部監査部に調査を委嘱することができます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

○業績連動型報酬
・業績連動型報酬は、連結ROE、連結経常利益を基準に、中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定します。
・執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しません。
○株価連動型報酬
・株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与します。
・社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しません。

※なお、2018年度より、中長期の業績向上へのインセンティブをより高めるとともに、当社及び当社子会社の取締役・執行役・執行役員等（以下、「対象役員等」という。）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度の導入に伴い、従来、対象役員等に付与していた権利行使価格を1円とするストック・オプションについては、今後は新規発行を行わないこととといたします。

ストックオプションの付与対象者	従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社、当社子会社及び当社関連会社の使用人、並びに当社子会社及び当社関連会社の取締役及び執行役員を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するために、2018年度においては、ストック・オプションの目的で、第15回新株予約権を2018年8月に発行しております。

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

・ 2017年度における、報酬委員会決議に基づく取締役及び執行役に対する報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額は、取締役8名に対し総額148百万円、執行役14名に対し総額1,331百万円、合計22名に対し1,479百万円です。
※業績連動型報酬の額を含んでおります。
※取締役及び執行役に対し、ストック・オプションとして割り当てられた新株予約権の価額合計93百万円を含んでおります。
※社外取締役6名に対する報酬等の総額は、112百万円です。
※取締役と執行役の兼任者（7名）の報酬は、執行役として総額を記載しております。
個別の取締役・執行役報酬の開示状況は以下のとおりです。
・日比野隆司 連結報酬等の総額226百万円（基本報酬115百万円、ストック・オプション10百万円、業績連動型報酬99百万円）
・中田誠司 連結報酬等の総額271百万円（基本報酬115百万円、ストック・オプション10百万円、業績連動型報酬144百万円）
・西尾信也 連結報酬等の総額185百万円（基本報酬86百万円、ストック・オプション8百万円、業績連動型報酬89百万円）
・髙橋一夫 連結報酬等の総額132百万円（基本報酬65百万円、ストック・オプション6百万円、業績連動型報酬59百万円）
・松井敏浩 連結報酬等の総額109百万円（基本報酬53百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬49百万円）
・田代桂子 連結報酬等の総額109百万円（基本報酬53百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬49百万円）
・小松幹太 連結報酬等の総額109百万円（基本報酬53百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬49百万円）
・中川雅久 連結報酬等の総額107百万円（基本報酬52百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬49百万円）
※連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針については以下の通りです。
・取締役及び執行役の報酬については、健全なビジネス展開を通じて株主価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上へ結びつくインセンティブが有効に機能すること
・グローバルに展開する証券グループとして、国内はもとより、国際的にも競争力のある水準であること
・指名委員会等設置会社として、執行と監督が有効に機能することを基本方針としております。
取締役及び執行役の報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株価連動型報酬で構成され、具体的には以下のとおりです。
○基本報酬

・基本報酬は、役職、職責、役割に応じた固定報酬とする。
○業績連動型報酬
・業績連動型報酬は、連結ROE、連結経常利益を基準に、中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定する。
・執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しない。
○株価連動型報酬
・株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与する。
・社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しない。

※なお、2018年度より、中長期の業績向上へのインセンティブをより高めるとともに、当社及び当社子会社の取締役・執行役・執行役員等（以下、「対象役員等」という。）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度の導入に伴い、従来、対象役員等に付与していた権利行使価格を1円とするストック・オプションについては、今後は新規発行を行わないこととといたします。

【社外取締役のサポート体制】

・取締役会の開催前日までに、社外取締役に対し取締役会の資料を配布し、取締役会の事務局である経営企画部及び起案部署が付議案件の説明を行っています。
・指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員として選定された社外取締役に対し、各委員会の事務局がサポートを行います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鈴木　茂晴	顧問	財界活動等	非常勤・報酬無	2017/06/28	2019/06/30
原　良也	名誉顧問	財界活動等	非常勤・報酬無	2008/06/21	定めなし
江坂　元穂	名誉顧問	財界活動等	非常勤・報酬無	1997/09/30	定めなし
同前　雅弘	名誉顧問	財界活動等	非常勤・報酬無	1997/09/30	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	4 名

その他の事項

・当社は、社長等経験者を、財界活動等に従事する目的で顧問・名誉顧問とする場合があります。
・顧問については、原則として任期1年として毎年更新するか否か判断しています。名誉顧問については任期の定めはありません。
・顧問・名誉顧問は、当社の業務執行およびその監督には一切関与しておりません。
・顧問制度については、当社グループの企業価値向上に一定の意義があると考えており、現行の枠組みを維持することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会及び下記の指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会、業務執行機関としての執行役会及びその分科会であるグループリスクマネジメント会議・ディスクロージャー委員会・グループIT戦略会議、海外部門経営会議ならびに最高経営責任者（CEO）直轄の内部監査機関であるグループ内部監査会議から構成されております。
グループ経営に、より多様な視点を取り入れるため、当社の取締役・執行役として2名、グループ全体では取締役・執行役・執行役員として7名の女性役員を登用しております。

1.業務執行
・当社は、業務執行に関する意思決定機関として「執行役会」を設置し、当社の重要な業務に関する事項を審議決定し、また当社グループにかかる事業戦略及びグループ各社間にまたがる構造問題等に関する基本方針を審議・決定しております。執行役会は執行役全員で構成され、3ヶ月に1回以上開催しております。
・執行役会は、経営の意思決定を迅速に行うため、取締役会から業務執行の決定権限を可能な限り委譲されています。さらに、より専門的な審議を行うため、特定の執行役等を構成員とするグループリスクマネジメント会議、ディスクロージャー委員会、グループIT戦略会議、海外部門経営会議という4つの分科会を設置しております。
・また、当社執行役の一部がグループ各社の主要役員を兼務することにより、グループ経営の一体性を確保し、グループ戦略に基づいた部門戦略を効率的・効果的に実現することが可能となります。

2.監査・監督
・経営の監督機関としては、取締役会長を議長とする取締役会と、その内部機関であり過半数及び委員長を社外取締役で構成する「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の三委員会を設置しております。
・取締役会の構成員は14名で、うち社外取締役が6名となっております。取締役会の構成員のうち、女性は2名です。

2.監査・監督 (1) 指名委員会
・指名委員会は1年に1回以上開催します。2017年度については4回開催しております。
・指名委員会は委員長を含む社外取締役5名と社内取締役2名で構成されております。
・多角的な視点から取締役の指名を行うため、委員となる社外取締役の専門性も考慮しております。
・委員会においては、コーポレート・ガバナンスに配慮した取締役会の構成及び取締役候補者の指名に関する基本的な考え方、並びに取締役候補者の選定等につき検討しています。
＜取締役候補者の選定の方針について＞

取締役候補者の選定の方針は以下のとおりです。
・大和証券グループの企業理念の実現のために最大の努力を行えること
・高い倫理観及び道徳観を持ち、率先垂範して行動できること
・業務上の経験又は法律、会計、経営などの専門的な知識を有していること
社外取締役については上記に加え、独立性に関して以下の全てを満たすことを要件としております。
・大和証券グループの業務執行取締役、執行役、執行役員その他これに準ずる者又は従業員として勤務経験を有していないこと
・大和証券グループを大株主または主要な取引先とする会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと
・その他、取締役としての職務を遂行する上で独立性を害するような事項がないこと
＜取締役会の構成について＞
取締役会の構成についての方針は以下のとおりです。
・原則として、取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立社外取締役として選任する。
・取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保することに努める。

2.監査・監督 ⑵ 監査委員会
・監査委員会は、原則として毎月1回開催しており、2017年度については12回開催しました。
・監査委員会は、執行役を兼務しない取締役5名で構成され、委員長を含む4名は社外取締役で、他の1名は常勤の社内取締役です。なお、監査委員長の但木敬一は、検事総長等を歴任し、現在弁護士資格を有するなど法務に関する相当程度の知見を有しており、監査委員の西川郁生は公認会計士の資格を有し、企業会計基準委員会委員長等を歴任するなど財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査委員会の職務は、取締役及び執行役の職務執行の監査、事業報告及び計算書類等の監査、監査報告の作成等、株主総会に提出する会計監査人の選解任並びに不再任に関する議案の内容決定等であります。
・監査委員が取締役会に出席することに加え、監査委員会が選定した監査委員が執行役会等の重要会議への出席や役職員からの報告聴取等を行い、他の監査委員に情報提供を行うことによって、監査委員会による実効的な監査の環境整備に努めております。
・監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置しております。
・監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門及び会計監査人と連携して監査を行っております。2017年度は、⑴お客様第一の業務運営に向けた取組み、⑵グループ各社の内部統制とリスク管理態勢、⑶ビジネス領域拡大に伴うグループ各社間の連携を重点課題として、監査を行いました。

2.監査・監督 ⑶ 報酬委員会
・報酬委員会は1年に1回以上開催します。2017年度については6回開催しております。
・報酬委員会は、委員長を含む3名の社外取締役と社内取締役2名で構成されております。
・合理的な報酬制度の設計・運用・検証を行うため、委員となる社外取締役の専門性も考慮しております。
・委員会においては、役員報酬に関する方針及び個別報酬内容の決定に関する事項、並びに連結業績の向上に資するグループ全体のインセンティブ・プラン等につき検討しています。

3.その他会議体 ⑴ グループリスクマネジメント会議
グループリスクマネジメント会議は、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定しております。
同会議は、最高経営責任者（CEO）が議長を務め、3ヶ月に1回以上開催しております。

3.その他会議体 ⑵ ディスクロージャー委員会
・当社では、情報開示に関する事項の審議決定機関として、執行役会の分科会であるディスクロージャー委員会を設置しております。
・同委員会は、当社グループの経営関連情報の開示、内部統制報告制度の評価範囲、財務報告の連結範囲、重要な会計方針等に係る意思決定を担っており、原則として、四半期毎の決算発表や有価証券報告書、四半期報告書の公表に先立ち開催するほか、重要な開示事項が発生した場合などには随時開催します。
・同委員会は、上記の意思決定を行うにあたり、密接な関係のある部門を担当する執行役や部署を管轄する執行役等を構成員とし、委員長は最高経営責任者（CEO）が構成員の中から選定します。2018年12月現在、最高財務責任者（CFO）が委員長を務めております。

3.その他会議体 ⑶ グループIT戦略会議
・グループIT戦略会議は、経営戦略とIT戦略の一体化、IT投資に係る意思決定の迅速化並びにIT投資効率の向上等を図るための審議・決定を目的に設置しております。
・同会議は、最高経営責任者（CEO）が議長を務め、原則として6ヵ月に1回開催しております。

3.その他会議体 ⑷ 海外部門経営会議
・当社では、海外店等の経営管理に関する事項その他これに関連する事項の審議決定機関として海外部門経営会議を設置しております。
・同会議は最高経営責任者（CEO）が議長を務め、3ヶ月に1回以上開催しております。

3.その他会議体 ⑸ グループ内部監査会議
・グループ内部監査会議は、グループの業務運営、内部監査態勢及び内部統制の適切性・有効性を確保することを目的に、グループの業務に係わる内部監査態勢の整備及び内部統制の検証に関する事項を審議・決定しております。
・同会議は、最高経営責任者（CEO）が議長を務め、3ヶ月に1回以上開催しております。

3.その他会議体 ⑹ 社外取締役会議
・当社は、社外取締役相互における情報共有を主たる目的として社外取締役会議を設置し、取締役会の議案の内容を含め意見交換を図っております。
・同会議は、毎年1回以上開催しております。

4.監査の組織・人員・手続き
・当社グループでは健全かつ効率的な内部統制態勢の構築を通じてグループの価値が高められるとの認識に基づき、内部監査はその中で重要な機能を担うものと位置付け、当社に専任の内部監査担当執行役を置き、他の部署から独立した内部監査部が内部統制態勢を検証しております。内部監査計画の承認及び監査結果の報告は、グループ内部監査会議で行っております。なお、内部監査計画は、監査委員会又は監査委員会から一定の職務権限を付与された選定監査委員の同意を得るものとし、監査結果は監査委員会にも報告しております。
・また、当社内部監査部は、監査活動を適切かつ効率的に行うために監査委員会及び会計監査人と連絡、調整を行っている他、監査委員会から調査の委嘱を受ける場合があります。
・グループ各社については、当社内部監査部が直接監査を行うほか、主要な会社に設置されている内部監査部門の活動について当社内部監査部がモニタリングと調整を行っております。

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、髙波博之氏、貞廣篤典氏、小倉加奈子氏の3名で、公認会計士法第34条の10の5に基づく、有限責任 あずさ監査法人の指定有限責任社員です。いずれの指定有限責任社員も継続監査年数は7年以内です。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下のことにより、経営監視機能を発揮することを目的として、指名委員会等設置会社形態を採用しております。
・取締役会から執行役への大幅な権限譲渡及び執行役の業務分掌の明確化により、意思決定の機動性を向上させること、
・社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会を設置することにより経営の透明性の向上を図るとともに、専門性の高い社外取締役を招聘することで取締役会の監督機能をより効果的なものとすること、
・高い独立性と倫理観を備えた社外取締役が、各自の見識及び経験にもとづき取締役会及び三委員会において第三者の視点から助言等を行うこと

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・2005年の株主総会時より、株主総会開催日の3週間以上前に発送しております。 ・2018年は株主総会開催日の3週間以上前となる6月1日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	・定時株主総会は、集中日を回避しつつ、会場都合や業務効率、コスト削減の観点等、総合的に判断して開催日を決定しております。 ・2018年の定時株主総会については、6月27日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	・インターネット（携帯電話を含む）による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	・株主総会招集通知の英訳版を作成し、ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社は、情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・ホームページ内に個人投資家向けのページ「IR情報ダイジェスト」を設け、IRに関する情報を集約することでユーザビリティの向上を図っています。 ・2017年度には大和証券の本支店等において14回、当社インターネットライブセミナーにて1回、IR担当役員等による「個人投資家向け会社説明会」を実施し、合計約2,700名が参加しました。 ・定期的に開催しているアナリスト・機関投資家向けの決算電話会議の模様をインターネット（当社ホームページ上）でライブ中継し、その後6ヶ月間にわたり録音配信を行っています。また、経営戦略説明会の模様も録画し、後日インターネット配信を行っています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期決算発表日の夕刻に開催するアナリスト・機関投資家向け電話会議を、日・英同時通訳で実施しています。また、通期決算発表後には経営戦略説明会を開催しています。 ・欧州・米州・アジアについてそれぞれ年2回ほど、当社CEO、CFO、IR担当役員などマネジメントによる海外IRを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	・四半期決算発表日の夕刻に開催するアナリスト・機関投資家向け電話会議を、海外投資家用に日・英同時通訳で実施しています。その後6ヶ月間にわたり英語での説明について録音配信を行っています。 ・欧州・米州・アジアについてそれぞれ年2回ほど、当社CEO、CFO、IR担当役員などマネジメントによる海外IRを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	・対外的に公表したIR関係資料や記者発表文などは、公表後遅滞なくホームページに掲載しています。 ・一部の業務情報について、四半期データをホームページに掲載しています。 ・英語版のホームページを作成し、日本語版ホームページに準じた対応を行っています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	・IRに関する業務を行う専門部署として「IR室」を設置し、専任担当者を置いています。また、IR室を管轄する執行役員を置いています。	

その他	・当社では、IR情報資料として、「統合報告書」や「ビジネスレポート」などを作成し、ディスクロージャーポリシーに則り、ステークホルダーに向けた情報開示を行っています。 ・個人株主からの電話やメールによる問い合わせに対しては、真摯に対応し、毎週その内容を当社CEOを含む経営陣へ報告しています。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社グループが持続的に成長していくためには、あらゆるステークホルダーからの支持が不可欠だと考えています。当社グループは、「グループ企業理念」において、その基本となる精神を定めています。 ・企業理念にある「信頼の構築」はお客様を、「人材の重視」は従業員を、「社会への貢献」は社会全般を、「健全な利益の確保」は株主を、それぞれ主に意識したものであり、これら全てを実践することが企業価値の増大につながると考えています。 「大和証券グループ企業理念」 ・信頼の構築 お客様からの信頼こそが、大和証券グループの基盤である。お客様を第一に考える誠実さと高い専門能力により、最も魅力ある証券グループとなる。 ・人材の重視 大和証券グループの競争力の源泉は人材である。社員一人ひとりの創造性を重視し、チャレンジ精神溢れる自由闊達な社風を育み、社員の能力、貢献を正しく評価する。 ・社会への貢献 金融・資本市場を通じて社会及び経済の発展に資することは、大和証券グループの使命である。法令順守と自己規律を徹底し、高い倫理観を持って社会の持続的発展に貢献する。 ・健全な利益の確保 健全なビジネス展開を通じて企業価値を高めることは、株主に対する責務である。大和証券グループはお客様に価値あるサービスを提供して適正な利益を獲得し、株主に報いる。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	【環境】 ・グループ全体として、「環境ビジョン/環境理念/環境基本方針」を策定。 ・設備投資及び更新の際には、トップランナー基準の製品を採用するとともに、帳票類のペーパーレス化、エコカー・ハイブリッド車への置換などを通して、環境負荷の低減に取り組んでおります。 ・環境対策に係る設備投資額等とその成果を把握する環境会計を作成し公表し、環境負荷低減の目標をより効率的に達成する取組みを行なっております。 ・また、「インパクト・インベストメント債券」などの金融商品の組成・販売により、金融面から気候変動問題等の緩和に向けた取組みを開発・実施しております。 ・さらに、地球環境の変動に起因する異常気象については、ハザードマップ等を活用し、該当拠点における重要機器の移設や、拠点の複数化等の対策を行っております。 【SDGs・CSR】 ・SDGs推進 2015年に国連にて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）について、世界を牽引する重要な目標と捉え、金融・資本市場における当社グループビジネスを通じ、社会的課題の解決に積極的に取り組むべく、代表執行役社長中田誠司を委員長とした『SDGs推進委員会』を設置しました。 また、SDGsへの取組みへの意思表示として「Passion for SDGs 2018～大和証券グループＳＤＧｓ宣言～」 を公表しました。 「Passion for SDGs 2018～大和証券グループＳＤＧｓ宣言～」 大和証券グループは、2015年に国連にて採択された「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））」を、世界を牽引する重要な目標と捉え、当社グループビジネスを通じ、企業の経済的価値の追求と社会的課題の解決を両立することで、豊かな社会と国民生活の実現に積極的に取り組んでまいります。 ＜共通価値の創造＞ さまざまなお客様のニーズに対応した幅広いサービスを提供する総合証券グループとして、既成概念にとらわれない柔軟な発想で社会的課題の解決に取り組むことにより、企業としての経済的価値と社会的価値を同時に創造していきます。 ＜ステークホルダーとのパートナーシップ＞ 国、企業、投資家等を繋げる役割を担う当社グループの特徴を活かし、各ステークホルダーとのパートナーシップを通じて幅広い社会的課題解決への貢献を目指します。 ＜多様な人材の育成と働き方の実現＞ ワーク・ライフ・バランスの推進、女性やベテラン層の活躍支援を始め、性別や年齢を問わず全ての社員が働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる環境を作ることで、多様な人材の育成及び働き方の実現に取り組んでいきます。 ＜認知度向上と浸透＞ 金融・資本市場の担い手として、全役職員へSDGsの理解、浸透を図ると共に、当社グループビジネスを通じてお客様のSDGsの認知度向上に貢献していきます。 ・事業活動を通じた具体的な取組み 日本におけるインパクト・インベストメント債券のパイオニアとして、環境・貧困をはじめとする社会的課題の解決を図る商品の組成・販売を行なっております。 2018 年9 月には個人投資家向けグリーンボンドとして事業会社初となる「株式会社商船三井グリーンボンド」を引受・販売しました。また、2018 年11 月には当社グループとして初めて機関投資家向けにグリーンボンドを発行するなど、投資家の皆様に新たな投資機会を提供しています。 大和証券グループの投資機能を担う大和PIパートナーズは、再生可能エネルギーへの投資を通じて、エネルギー供給構造の転換など社会課題の解決に取り組んできました。これらの取組みのさらなる進展を図るため、2018年7月にエネルギー・インフラなどへの投融資を目的とする新会社「大和エナジー・インフラ株式会社」を設立し、大和PIパートナーズのエネルギー投資機能を新会社に移管しました。また、GIキャピタル・マネジメントと協働し、国内太陽光建設ファンド「ダイワGIグリーンファンド」を組成しました。新会社を通じて、当社グループは再生可能エネルギーを中心とする投融資をさらに推進していきます。 大和ネクスト銀行では、本預金の金利と通常金利の差額に、大和ネクスト銀行拠出分を上乗せして、社会的支援を行うNPO団体などに寄付する「応援定期預金」を設定しています。 （ご参考） 個人向けインパクト・インベストメント債券のシェアは、2018年3月末までの累計で52%。 ・CSR重要課題の設定 企業理念を実行し、持続可能な社会の実現に向け、グループCSR重要課題として、「1. 金融機能を活用して持続可能な社会に貢献する」「2. 健全な金融・資本市場を発展させ次の世代につなげる」を設定しております。 ・社会貢献活動 大和証券福祉財団、大和証券ヘルス財団および大和日英基金等を通じた助成・支援活動の継続や、東日本大震災被災地への継続的な支援、経済・金融教育などの活動を実施しております。 また、貧困状況下にある子どもの環境改善や貧困の連鎖を防止することを目的に、「大和証券グループ　夢に向かって！こどもスマイルプロジェクト」を開始し、子どもの貧困問題に取り組むNPO法人等への支援等を行なっています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を充実させることに努めております。

その他	＜女性活躍の推進＞ ・当社グループでは、男女問わず優秀な人材を積極的に登用しています。女性マネジメント層のさらなる拡大を図るため、活躍している女性社員を社内報で紹介したり、社内のワーク・ライフ・バランス推進サイトでは、キャリアに関する相談窓口を設置し、女性役員や女性部室店長が後輩女性社員からの悩みや相談に対応しております。女性役員は大和証券グループ本社の取締役・執行役の2名を含め、グループ全体で取締役・執行役・執行役員として7名を登用しております。 ・女性管理職数は年々増加し、2018年3月末現在ではグループで424名となっており、女性管理職比率はグループで2004年度末の2.2%から9.4%（大和証券では2.3%から11.6%）まで上昇しております。大和証券では、2018年6月末時点で385名（12.7%）となっております。ロールモデルの増加により、女性がキャリアを描きやすくなり、近年、総合職・エリア総合職への職制転向を通じてキャリアアップを目指す女性社員が大幅に増加し、総合職などへの職制転向者はこれまでに1200名以上を超えております。また、プロフェッショナルリターンプラン（育児・介護などを理由に退職をした社員が、同じ処遇条件で再雇用となる制度）を利用する社員も増えており、2015年には対象者を拡充しました。ビジネスを支える優秀な人材の確保につながっております。 ・今後も、日本の金融界を牽引する女性リーダー輩出に向け、女性マネジメント層の拡大を図っていきます。 ・従来より女性活躍支援についてさまざまな取組みを行ってきましたが、大和証券では、2020年度までの目標を明確に設定しました。 ・女性管理職比率：2005年度比で5倍強となる15%以上 ・新卒採用における女性採用比率：安定的に50% ・研修受講者に占める女性比率：50% ・年休取得率：70%以上 ・男性の育児休職取得率：100% これにより、多様な価値観を持つ人材が能力を最大限発揮できる環境整備をさらに加速していきます。 ・なお、2015年には内閣府男女共同参画局が主導する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に賛同しております。また、女性を積極的に登用すると共に、19時前退社の励行や仕事と育児・介護との両立支援に取り組んでいる点が評価され、2016年度内閣府「女性が輝く先進企業表彰」の「内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰」および2016年度厚生労働省「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門の「厚生労働大臣優良賞」を受賞しました。 ＜ご参考＞ ・管理職に占める女性比率 ： 9.4%（グループ全体2018.3末時点）、12.7%（大和証券2018.6末時点） ・女性役員数 ： 7人（グループ全体） ・当社グループでは女性活躍支援のための制度として、以下のような制度を設けています。プロフェッショナルリターンプラン、勤務地変更制度、育児休職制度、育児サポート休暇制度、配偶者転勤同行休職制度、短時間勤務、所定時間外労働免除・制限、保育施設費用補助制度、休暇制度の充実、女性キャリア支援研修の実施、制度利用のフォローアップ、職場復帰のサポート、ベビーシッター制度、Daiwa ELLE Plan 等

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、業務を健全かつ適切に遂行できる内部統制態勢の維持は経営者の責任であるとの認識に立って、グループの事業に係る各種の主要なリスクについて当社を中心とする管理態勢を構築し、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等を図っています。

なお、取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要な事項の概要

⟨1⟩ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置する。

⟨2⟩ 前号の取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性及び当社の監査委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
・監査委員会室は、監査委員会直轄部室とする。
・執行役は、監査委員会の重要性を踏まえ、監査委員会室の人事（人事異動、評価等）、組織変更等について、予め監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、選定監査委員という。）の同意を得なければならない。
・監査委員会又は選定監査委員は、監査委員会室に必要な知識・能力を備えた適切な員数を確保するよう、執行役に要請することができ、執行役は、当該要請を尊重する。
・監査委員会室は、内部監査部をはじめとする各部署に対し監査委員会の調査・情報収集に関する協力体制の確保を要請することができ、各部署は、当該要請を尊重する。
・監査委員会室は、必要に応じ各種会議等へ出席することができる。

⟨3⟩ 当社の監査委員会への報告に関する体制
1) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制
監査委員会等への報告に関する規程において以下の事項を定める。
・当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、監査委員会又は選定監査委員に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。
①当社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
②当社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
③当社の監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項
2) 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
当社の子会社の監査役等への報告に関する規程において以下の事項を定める。
・当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会又は選定監査委員に対し、内部通報を含む適宜の方法により、以下の報告を行わなければならない。
①子会社又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
②子会社又は当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
③当社の監査委員会又は選定監査委員が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項

⟨4⟩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前号の報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として、解雇、降格、減給等のいかなる不利益も受けないものとする。その実効性を確保するため、当社の監査委員会等への報告に関する規程及び子会社の監査役等への報告に関する規程において詳細を定める。

⟨5⟩ 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・監査委員会又は監査委員がその職務の執行（外部専門家の任用を含むが、それに限られない。）について当社に対して次に掲げる請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用又は債務が監査委員会又は監査委員の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを拒むことができない。
①費用の前払の請求
②支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
③負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

⟨6⟩ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査委員は、グループリスクマネジメント会議及びグループ内部監査会議に出席し、説明を求め意見を述べることができる。また、その他重要会議へ出席することができる。
・監査委員は、各リスクを所管する部署より当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等について、また、内部監査部門より当社グループの内部監査の実施状況について定期的に報告を受ける。
・内部監査に係る監査方針及び監査計画、内部監査規程の改廃並びに内部監査担当の委嘱については、監査委員会又は選定監査委員の同意を得なければならない。
・監査委員会又は選定監査委員は、必要に応じ内部監査部門等に調査を委嘱することができる。
・監査委員会は、会計監査人よりグループ各社の監査状況について定期的に報告を受ける。
・監査委員会又は選定監査委員は、業務執行部門から独立した外部専門家に監査業務を補助させることができる。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の概要

⟨1⟩ 当社の執行役及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1) コンプライアンス体制
・当社グループにおける法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を導入する。
・役職員の法令等遵守を目的とし、倫理規程及び倫理行動規範を制定する。
・役職員に対し、グループ各社において各社の業務の特性に応じたコンプライアンス研修を実施する。

・当社グループの企業倫理遵守体制の整備及び推進全般に関する責任者をおき、企業倫理の役職員への浸透・定着の推進を行う部室を設置する。
・当社グループの法律問題全般に関する助言を行い、グループ各社における法令諸規則等の遵守体制の整備に関する活動を支援する部室を設置する。
2) グループリスクマネジメント会議
・グループリスクマネジメント会議は、執行役会の分科会として、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定する。
3) グループ内部監査会議
・グループ内部監査会議は、CEO直轄の機関として、当社グループの業務に係る内部監査態勢の整備及び内部統制の検証に関する事項を審議・決定する。
4) 内部監査部門
・当社グループの健全かつ効率的な内部統制の構築を図るため、内部監査を重要な機能と位置付け、内部監査部門を設置するとともに、主要なグループ各社にも内部監査部門を設置する。
・内部監査部門は、当社グループの内部統制の有効性を評価・検証するとともに、業務の改善・効率化に資する提言を行う。
・内部監査部門は、内部監査の計画及び結果についてグループ内部監査会議に付議・報告を行う。
5) 財務報告に係る内部統制
・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築を図るため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定する。
・ディスクロージャー委員会及びグループ内部監査会議は、財務報告に係る内部統制の重要事項につき審議決定する。

〈2〉 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役の職務執行に係る情報については、文書整理保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

〈3〉 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループが経営上保有する各種リスクについて、その特性に応じて適切に管理するための基本的事項を定め、財務の健全性及び業務の適切性を確保することを目的としてリスク管理規程を定め、これにリスク管理方針、管理の対象とするリスク、各リスクを管理する執行役及び所管する部署等を定めることによりリスク管理態勢を明確化する。
・各リスクを所管する部署は所管するリスクの管理規程を別途定めることとし、所管するリスクの管理態勢及びリスクの状況等についてグループリスクマネジメント会議等に報告する。

〈4〉 当社の執行役及び当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・執行役の職務及びその執行方法、統括する業務について執行役規程により明確化する。
・当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について執行役会規程及び海外部門経営会議規程等により決議事項及び報告事項を明確化する。
・当社の執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務すること等により、グループ各社においてグループ戦略に基づく事業戦略を機動的かつ効率的に実践する。
・当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の経営方針及び予算配分等を定める。

〈5〉 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・国内外のグループ各社の事業活動を適切に管理することを目的として、グループ会社管理規程及び海外店等の運営管理に関する規程等を定め、グループ各社からの情報の徴求、承認・報告事項等の明確化を図る。
・グループ各社の経営に関する重要な情報を把握し、当該情報が法令・諸規則に従い公正かつ適時適切に開示されることを確保するため、グループ各社において規程を定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループでは、「反社会的勢力への対応の基本方針」及び「反社会的勢力の排除に関するグループ・ミニマムスタンダード」〔グループ各社が満たすべき共通の基本的事項〕を策定し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。
・反社会的勢力排除に向けて当社グループでは統括部署を設置し、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集するとともに、一元的に管理したデータベースを構築し、グループ内で情報の共有を図っています。反社会的勢力からの不当要求に対しては、グループ各社に不当要求防止責任者を配置し、平素より、警察等関係機関や法律関係者等との緊密な連携に努めています。また、様々な集合研修や定期的なeラーニングを実施し、グループ全体をあげて、反社会的勢力の排除に向けた取組みを行っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

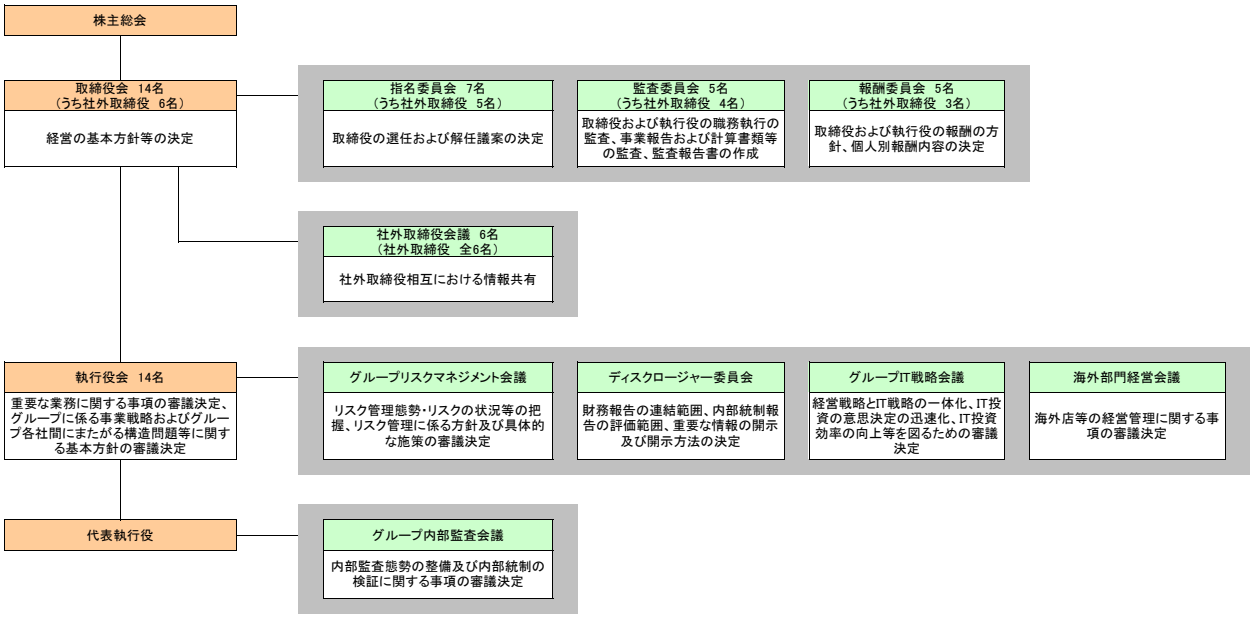
1.適時開示
当社の適時開示体制の概要は以下になります。

(1)会社情報の適時開示に係る社内体制
当社の情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー･ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。加えて、本ポリシーの精神を実現するべく、当社グループに関する重要な財務的･社会的･環境的側面の情報（以下「経営関連情報」という）の、公正かつ適時･適切な開示が行われるよう、当社において「ディスクロージャー規程」を、また主要子会社において「経営関連情報管理規程」等の規程を制定しています。
これらの規程に基づく当社グループの情報開示に係る体制は、以下のとおりです。
･当社グループの経営関連情報の公正かつ適時･適切な開示を目的として、執行役会の分科会である「ディスクロージャー委員会」を設置しています。同委員会の構成員及び役割についてはディスクロージャー規程に定められており、委員長はCFOが務めています。
･ディスクロージャー委員会は、経営関連情報の開示が、下記のディスクロージャー規程の目的に沿って行われるよう、責務を有しています。
（ディスクロージャー規程の目的）
本規程は、大和証券グループに関する重要な財務的･社会的･環境的側面の情報の公正かつ適時･適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守することに加え、株主･投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。
･ディスクロージャー規程に基づき、当社内における経営関連情報の報告体制を構築しています。また、主要子会社に関する経営関連情報については、各社規程に基づき、各社から当社への経営関連情報の報告体制を構築しています。

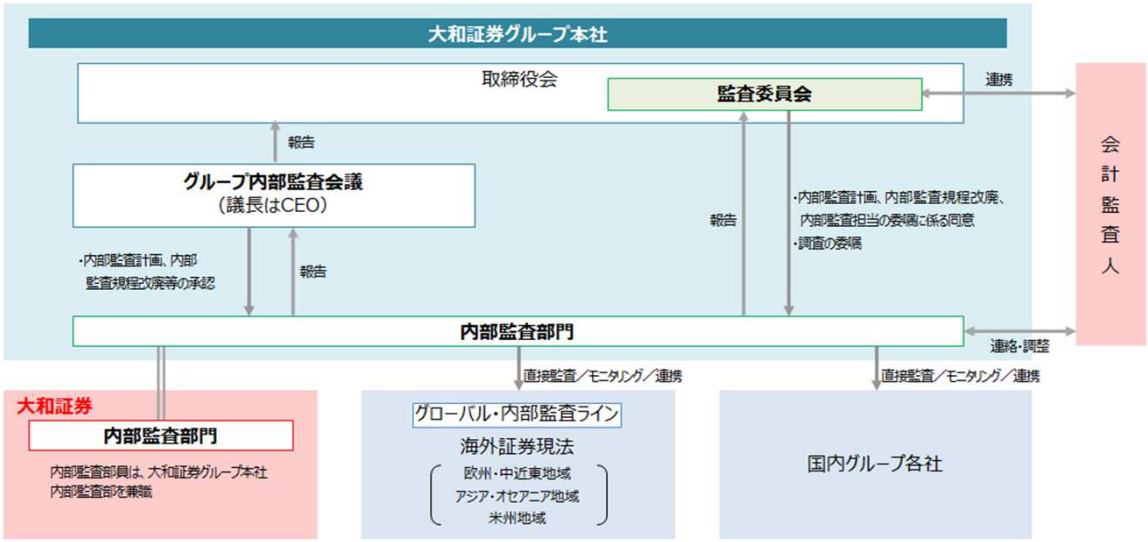
(2)適時開示に係る社内体制のチェック機能
･金融商品取引法におけるフェア･ディスクロージャー･ルール及びフェア･ディスクロージャー･ルールガイドラインの制定をうけて、当社のディスクロージャー規程および社内体制の適性を確認し、改めて周知徹底を行ないました。
･当社は、投資家への公正かつ適時･適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するために、情報開示プロセスに係る内部統制の自己評価を関連部署において定期的に実施しています。当該自己評価を含む情報開示体制について、内部監査部が必要に応じて内部監査を実施し、その結果をグループ内部監査会議に報告しています。

2.リスクアペタイト･フレームワーク
当社グループでは、経営レベルでのリスクガバナンスの強化を目的に、リスクアペタイト･フレームワークを導入しております。
リスクアペタイト･フレームワークとは、ビジネス戦略達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類と総量をリスクアペタイトとして定め、リスクテイク方針全般に関する社内の共通言語として用いる経営管理の枠組みのことをいいます。リスクアペタイトについては、流動性、自己資本等の観点からリスクアペタイト指標を選定し、受け入れるリスクの水準を設定し、管理･モニタリングしております。
当社グループでは、このような枠組みをリスクアペタイト･ステートメントとして文書化し、グループ内へのリスクアペタイトの浸透と経営管理態勢･リスク管理態勢の水準向上を図り、リスク文化の醸成に努めております。
また、当社グループは、リスクアペタイト･フレームワークに基づいて当社グループ全体のリスク管理を行う上で、リスク管理の基本方針、管理すべきリスクの種類、主要リスクごとの担当役員･所管部署等を定めた「リスク管理規程」を取締役会で決定しています。管理すべきリスクの種類とは、市場リスク、信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク等を対象としています。
さらに、実効的なリスクガバナンス態勢を構築するため、「3つの防衛線」に係るガイドラインを定め、リスク管理の枠組みを整備しています。

大和証券グループのコーポレート・ガバナンス体制図



大和証券グループの内部監査体制図



別紙

【取締役の兼職の状況】

氏名	兼職の状況
日比野　隆司	株式会社帝国ホテル社外取締役

別表

【取締役候補者の選任理由】

氏名	選任理由
日比野　隆司	昭和54年に当社に入社し、これまで商品部門や海外部門、企画・人事部門の担当を歴任し、当社グループ全体の業務に関わる豊富な経験を有しております。また、平成23年から平成29年まで当社代表執行役社長　最高経営責任者（CEO）を務め、経営者としての豊かな経験と見識を有していることから、取締役として適任であると考えております。
中田　誠司	昭和58年に当社に入社し、これまで当社の企画副担当及び人事副担当、大和証券株式会社の法人本部長、営業本部長、当社の最高執行責任者（COO）及びリテール部門担当などを歴任し、平成29年より当社代表執行役社長　最高経営責任者（CEO）を務めております。幅広い視野に基づいた経営戦略を示すとともに、当社グループの経営管理を適切に実行する知識・経験を有していることから、取締役として適任であると考えております。
松井　敏浩	昭和60年に当社に入社し、大和証券エスエムビーシー株式会社の事業法人部長、コーポレート・ファイナンス部長、当社の経営企画部長を務め、平成21年に当社の執行役に就任して以降は、法務担当及び企画副担当、企画担当、人事担当、ホールセール部門副担当を歴任し、現在は当社の代表執行役副社長　最高執行責任者（COO）、企画担当及びホールセール部門担当を務めております。リテール部門、法人部門、投資銀行部門、企画・人事部門など幅広い分野における豊富な経験・知識を有しており、取締役として適任であると考えております。
髙橋　一夫	昭和57年に当社に入社し、大和証券株式会社の下関支店長、大和証券エスエムビーシー株式会社の事業法人部長、金融法人部長を務め、平成19年に大和証券エスエムビーシー株式会社の執行役員に就任して以降は、法人営業担当、金融法人担当、大和証券株式会社の法人本部長などを歴任し、現在は当社の執行役副社長としてホールセール部門副担当を務めております。法人部門における豊富な経験・知識に加え、リテール部門の経験も有しており、取締役として適任であると考えております。
松下　浩一	昭和59年に当社に入社し、大和証券株式会社の人事部長、梅田支店長、京都支店長を務め、平成20年に大和証券株式会社の執行役員に就任して以降は、企画・人事担当、商品担当、当社の広報担当、コンプライアンス担当、大和証券株式会社のグローバル・マーケッツ本部長などを歴任し、現在は当社の執行役副社長としてホールセール部門副担当及びリテール部門副担当を務めております。企画・人事部門、マーケット部門、リテール部門、コンプライアンス部門など幅広い分野における豊富な経験・知識を有しており、取締役として適任であると考えております。
田代　桂子	昭和61年に当社に入社し、当社IR室長及び大和証券株式会社のダイレクト企画部長を歴任し、平成21年に大和証券株式会社の執行役員に就任して以降は、ダイレクト担当、金融市場担当、当社の米州担当、海外副担当（米州担当）及び大和証券キャピタル・マーケッツアメリカホールディングスInc.の会長を歴任し、現在は当社の海外担当を務めております。海外部門及び企画部門における豊富な知識・経験を有しており、取締役として適任であると考えております。
小松　幹太	昭和60年に当社に入社し、当社財務部長、大和証券キャピタル・マーケッツヨーロッパリミテッド社長を務め、平成22年に大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の執行役員に就任して以降は、国際企画担当、当社の財務担当及び企画副担当を歴任し、現在は当社の最高財務責任者（CFO）及び海外副担当を務めております。企画・財務部門及び海外部門における豊富な経験・知識を有しており、取締役として適任であると考えております。
松田　守正	平成元年に当社へ入社し、企画部門、投資銀行部門、マーケット部門等の業務に携わった後、当社のIR室長、内部監査部長を歴任しております。企画部門・内部監査部門における豊富な経験・知識を有しており、取締役として適任であると考えております。